ASBJ

第 588 回企業会計基準委員会

資料番号　審議事項(3)-7

日付　2026 年 11 月 17 日

プロジェクト項目	資金決済法等の改正に伴う電子決済手段に係る会計上の取扱い 公開草案を再度公表する必要性の有無等に関する検討

本資料の目的

1. 2026 年 8 月 17 日に公表した実務対応報告公開草案第 74 号（実務対応報告第 45 号の改正案）「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い（案）」（以下「実務対応報告第 45 号案」という。）及びその他の会計基準等の改正案（以下「本公開草案」という。）を公表した。

2. 本公開草案に対するコメントは 2026 年 10 月 19 日に締め切られ、5 通のコメント・レター（団体等 3 通、個人 2 通）が寄せられた。

3. 当委員会では、第 587 回企業会計基準委員会（2026 年 11 月 2 日開催）より、本公開草案に寄せられたコメントを分析し対応案の検討を行ってきた。

4. 本資料は、デュー・プロセスの観点から、公開草案を再度公表する必要性の有無について検討することを目的としている。

公開草案を再度公表することの必要性

5. 公益財団法人財務会計基準機構「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則」（以下「適正手続規則」という。）第 20 条第 5 項では、以下のとおり記載されている（文中の「委員会」とは、「企業会計基準委員会」を指す。）。

> 「企業会計基準等及び修正国際基準を公表する前に、公開草案を再度公表する必要性がないか否かを、委員会において検討する。」

そのため、本公開草案の公表以後に修正した項目について、公開草案を再度公表する必要性の有無を検討する必要がある。

6. 本公開草案の公表以後、本公開草案の提案から主に以下の点について変更を行っている。

項目	本公開草案での提案	本公開草案からの変更	再公開草案の必要性
外国信託型第 4 号電子決済手段が「要求	記載なし。	外国信託型第 4 号電子決済手段が「要求払預金に類似する性格を有	実務対応報告第 45 号案からの修正は、寄せられたコメントを踏ま

項目	本公開草案での提案	本公開草案からの変更	再公開草案の必要性
払預金に類似する性格を有すると考えられる」旨の明確化（実務対応報告第 45 号[1]BC17 項）		すると考えられる」旨を実務対応報告第45号BC17 項に追加で記載した。	え、外国信託型第 4 号電子決済手段が「要求払預金に類似する性格を有すると考えられる」ことを結論の背景に追加したものであり、会計処理や表示方法を変更するものではないため、公開草案を再度公表する必要性はないものと考えられる。

7. 上記の検討の結果、現状の文案では、公開草案を再度公表する必要性はないと考えられる。

ディスカッション・ポイント

上記の対応についてご意見をお伺いしたい。

以　上

[1] 審議事項(3)-3 改正実務対応報告第 45 号「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い」